医１号

**病院開設許可申請書**

年 月 日

福岡市保健所長 様

開設者

次のとおり病院を開設したいので、許可されたく、医療法第７条第１項の規定により申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設者 | 住所又は主たる  事務所の所在地 | | | | | | 〒  　　　　　（℡　　　　　　　　） | | | | | | | | | 臨床研修等修了  医師又は歯科  医師である  ときはその旨 | | | |  |
| 氏名又は名称 | | | | | |  | | | | | | | | |
| 施設の  名称 | | | |  | | | | | | | | | 開設の  場所 | | | 〒  　　　　　　（℡　　　　　　　　　） | | | | |
| 開設者が臨床研修等修了医師又は  臨床研修等修了歯科医師以外の者である  場合開設の目的及び維持の方法 | | | | | | | | | |  | | | | | | | | | | |
| 科　　　目　　　名  診療を行おうとする | | |  | | | | | | | 他の従業者の定員  医師・歯科医師その | 医　　師　　　　　　名  歯科医師　　　　　　名  薬剤師　　　　　　名  助産師　　　　　　名  看護師　　　　　　名  准看護師　　　　　　名  看護補助者　　　　　　名  管理栄養士　　　　　　名 | | | | | | 栄養士　　　　　　名  診療放射線技師　　　　　　名  検査技師　　　　　　名  そ　の　他　　　　　　　名  合　　　計　　　　　　　名 | | | |
| 開設者が臨床研修等修了医師又は  臨床研修等修了歯科医師であって、  て現に病院・診療所を開設若しくは  管理し、又は病院・診療所に勤務する者であるときはその旨 | | | | | | | | |  | | | | | 開設者が臨床研修等修了医師  又は臨床研修等修了歯科医師であって、同時に２以上の  病院・診療所を開設し  ようとする者であると  きはその旨 | | | | |  | |
| 敷地の面積 | | | | | ㎡ | | | | | | | 建物の概要 | | | 構造　　　　　　造　　　　　　　階建  面積　延　　　　　㎡建　　　　　　㎡ | | | | | |
| 病床数 | | 精神　　　　　　　室　　　　　　　床  感染症　　　　　　 　室　　　　　　　床  結核　　　　　　　室　　　　　　　床  療養　　　　　　　室　　　　　　　床  一般　　　　　　　室　　　　　　　床 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合　 計　　　　　　　室　　　　　　　床 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開設の予定年月日 | | | | | | 年  　　　　月　　日 | | | | | | 管理予定者の  住所及び氏名 | | | 住所 | | | | | |
| 氏名 | | | | | |
| 建築確認の要・否 | | | | | | | | 要　・　否 | | | | | | 消防法関係手続きの要否 | | | | 要　・　否 | | |

[添付書類]

＜保健所押印欄＞

１ 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師の場合は、開設者の臨床研修等修了登録証及び免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付。

２ 開設者が法人の場合は、定款、寄附行為又は条例

　　※本市所管医療法人以外の法人の場合、登記事項証明書の添付もしくは定款変更認可書の提示（各衛生課で確認）

３ 敷地周囲の見取図、敷地の面積及び平面図

４ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、療養病床に係る病室、精神病室、感染症病室又は結核病室があるときは、これを明示すること。）

５ 法第２１条第１項第２号から第８号まで、第１０号及び第１２号（規則第２１条第１項第１号）に掲げる施設の有無及び構造設備の概要［別紙1］

　　 ①各科専門の診察室　　②手術室　　③処置室

　　 ④臨床検査施設（法第１５条の２の規定により検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検査に係る設備を設けないことができる。ただし、夜間救急時の検査体制が確保されていること。なお、生理学的検査に係る施設については当該検査の外部委託が認められない。）

　　⑤エックス線装置　 ⑥調剤所

　　⑦給食施設（法第１５条の２の規定により調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。ただし、加熱等の調理作業に必要な設備については設けなければならない。）

　　⑧産婦人科又は産科を標榜する病院にあっては分べん室及び新生児の入浴施設

　　⑨消毒施設及び洗濯施設（法第１５条の２の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く）

６ 療養病床を有する病院については、法第２１条第１項第１１号及び第１２号（規則第２１条第１項第２号）に掲げる施設の概要［別紙2］

　　①機能訓練室　　②談話室、食堂及び浴室

７ 病室及び居室の概要（床面積、採光面積、開放面積、天井高、前面廊下幅等）を記載した書類［別紙3］

８ 病院については汚水（河川法施行令（昭和４０年政令第１４号）第１６条の５第１項に規定する汚水をいう。）を水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第２条第１項に規定する公共用水域に排出しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類

　　 ①汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称　 ②汚水を排出しようとする場所

　　③汚水の排出方法　④排出しようとする汚水の量　⑤排出しようとする汚水の水質

　　⑥排出しようとする汚水の処理方法　⑦汚水排出経路概要図（汚水処理系統を含む。）

９ 開設者が法人の場合は、管理者の臨床研修等修了登録証及び免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付。

１０ 管理者の就任承諾書［別紙8］及び履歴書

１１ 医療従事者の名簿［別紙5-1､5-2､5-3］、非常勤については非常勤医師等常勤換算表［別紙6］

１２　法定医療従事者の免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

　　　　※麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。

１３　診療用エックス線装置を備える場合は、その構造設備の概要［別紙9-1］及びその添付書類

　　　（移動型エックス線装置を備える場合は、加えて［別紙10］を添付）

１４ 歯科技工室を設置する場合は、その構造設備の概要

１５　建築確認が必要な建物については、確認済証の写しを添付すること。

※開設者又は管理者の資格の確認について

（１）医師

①平成１６年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　　　：臨床研修等修了登録証及び免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

（２）歯科医師

①平成１８年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　：臨床研修等修了登録証及び免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付